

# 独立行政法人国民生活センター 節電実行計画

平成 23 年 6 月 30 日

独立行政法人国民生活センター

政府の節電実行基本方針(平成 23 年 5 月 13 日、電力需給緊急対策本部決定)に基づき、独立行政法人国民生活センターが自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

## 1. 基本的考え方

東日本大震災に起因する東京電力管内の電力需給障害に対処するため、政府は「夏期の電力需給対策の骨格(4月8日 電力需給緊急対策本部決定)」及び「夏期の電力需給対策について(5月13日 電力需給緊急対策本部決定)」に基づき需要抑制に取り組むこととされているところである。このような状況から独立行政法人国民生活センターは、相模原事務所及び東京事務所における節電に向けた対策を自ら率先して実施するものである。

## 2. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

本実行計画に掲げる節電対策の効果を実証するため、実施期間前に試行を行うこととし、具体的な取り組みについては今後の精査により変更することがありうる。

## 3. 目標及び対象施設

本実行計画は、東京電力管内に所在する需要設備である相模原事務所、東京事務所の 2 箇所において「ピーク期間(平成 23 年 7 月から 9 月の平日)」及び「ピーク時間帯(9時から 20 時)」における使用最大電力を基準電力値(kW)に比して 15%以上の抑制を目指すとともに、ピーク期間及びピーク時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

また、「夏期の服装の軽装」に関する取り組みを実施し(6月1日から)、冷房削減による電力需要の抑制に貢献させる。

なお、具体的数値は次のとおり。

種別	施設名	基準電力値	目標値	削減率
小口	相模原事務所	487 kW	413 kW	△15%
	東京事務所	169 kW	143 kW	

#### 4. 節電に係る具体的取り組み

政府は、東日本大震災により発電設備が被災した影響で、暑さが本格化する夏季に電力の需給ギャップが大きく拡大するため、使用最大電力の対前年比15%以上の削減と、ピーク期間・ピーク時間帯を通じた使用電力量の抑制を求めている。

これを受けて、当センターとして引き続き電力の需要抑制を行うため、節電対策等を実施するものとする。

なお、当センターにおける具体的取り組みは以下のとおりであるが、試行、実施段階でも随時対策の追加や見直しを検討していく。

##### (1) 安全性に配慮の上、事務室等の照明の消灯

- ① 事務室の照明は、日中ブラインドの開放により自然光を取り入れ、蛍光灯3分の1以上可能な限り消灯する。  
(蛍光灯を3分の1程度間引きする。)
- ② 昼休みの一斉消灯を徹底する。
- ③ 退庁時の不要な照明の消灯を徹底する。  
(部屋全体をつけっ放しにしない。)
- ④ 廊下、エレベーターホール、玄関回りの照明は、日中消灯し、それ以外も可能な限り消灯する。  
(蛍光灯を2分の1間引きする。)
- ⑤ トイレ・給湯室は、使用時のみ点灯する。  
(トイレは蛍光灯を2分の1間引きする。)

##### (2) 冷房運転の実施

- ① 室温28℃を目途に運転を実施する。  
ただし、電力需要のピーク時間帯(夏は13時～15時)は、消費電力を抑制することが重要であるので、運転を停止することがある。
- ② 個別エアコンは、原則使用を中止する。

##### (3) 昇降機の停止

- 2台のうち1台を停止する。(東京事務所)  
研修講座実施日等必要な時期以外は停止する。(相模原事務所)

##### (4) 各職員は、個人ごとに節電を意識し、勤務時間外を含めて節電を徹底する。

- ①不使用时（長時間離席）のパソコンは、こまめにシャットダウンし、退庁時には業務に支障のない範囲でプリンター等の OA 機器は電源を消す。
- ②コピーの量を最小限にする等、OA 機器の節電に努める。
- ③不要と感じた照明を切る。  
（事務室、会議室、不使用时のトイレ・給湯室の消灯等）
- ④夜間は早期退庁に努め、退庁時の照明を部分消灯する。  
（部屋全体をつけっ放しにしない。）
- ⑤最寄りの階へは、極力階段を利用する。

#### （5）その他

業務遂行上の支障を最低限に抑えつつ、可能な限り、電力使用の削減を図る。

（通常使用していないテレビ、冷蔵庫等はコンセントを抜く。）

なお、電力需要のピーク月（7月～9月）では、電力需要が供給能力を上回ることによる大規模停電を回避するため、必要に応じて上記以外の節電に関する取組みを行うことがある。

#### （6）軽装について

執務室で快適に過ごすために、衣服で暑さを調節するよう夏の服装については暑さをしのぎやすい軽装で執務しても差し支えないものとする。軽装とは、ノーネクタイ、ノー上着など社会常識を逸脱しない範囲である。

### 5. 進捗管理の実施

各需要施設の節電対策の取り組み状況を確認し、本実行計画の進捗について管理する。

以上